

# 瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画の変更について

## 瀬戸内海環境保全特別措置法 (S48.10)

### ○基本理念 (法第2条の2)

比類のない美しさを誇り、自然と人々の生活が調和した自然景観と文化的景観を有する景勝の地、漁業資源の宝庫として後代に継承すべきものであることに鑑み、**気候変動による水温上昇その他の環境影響及び長期継続のおそれがあることも踏まえ**、瀬戸内海を多面的価値及び機能が最大限に発揮された「**豊かな海**」とする

### ○瀬戸内海環境保全基本計画 (法第3条第1項)

政府は基本理念にのっとり、瀬戸内海の環境の保全上必要な施策の実施のため基本となるべき計画を策定しなければならない

### ○府県計画 (法第4条第1項)

関係府県知事は、基本理念にのっとり、かつ、基本計画に基づき、当該府県の区域において、環境保全に関し実施すべき施策を定めるものとする (13府県で策定)

## 瀬戸内法改正 (R3.6)

- 気候変動による環境影響を基本理念に追加
- 栄養塩類管理制度の創設
- 自然海浜保全地区の指定対象の拡充
- 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の発生抑制等に関する責務規定

## 新たな国基本計画 (R4.2閣議決定) のポイント

- 各地域の実情に応じた海域ごと、季節ごとの視点。きめ細やかな栄養塩類の管理や藻場・干潟等の保全・再生・創出といった「里海づくり」を推奨
- 気候変動や海洋プラスチックごみといった課題について、個々の地域での取組に加え、内陸域も含む瀬戸内海地域全体で連携した取組を促進  
⇒瀬戸内海の水質改善→地域の実情に応じた里海づくりへ

## これまでの大分県計画策定・改訂状況

S56.7策定、H4.6、H9.9、H14.7、H20.6、H28.11

## 計画期間R5～R14 (10年間)

### 1. 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

- 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減
- 下水道等の整備の促進等
- 湾奥部をはじめとする底層環境等の改善
- 油等による汚染の防止
- 栄養塩類の管理等**
- 水産資源を含む生物の生息環境の整備等

### 2. 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

- 自然海浜等の保全等
- 海砂利の採取の抑制
- 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
- エコツーリズム等の推進
- 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
- 島しょ部の環境の保全

### 3. 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等

- 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進
- プラスチックごみ対策の推進**
- 循環経済への移行

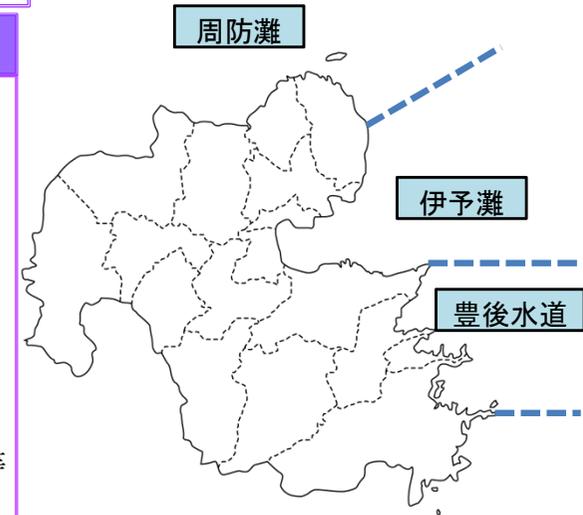
### 4. 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進

- 監視測定の充実、調査研究等の推進及び技術開発の促進等
- 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価

### 5. 基盤的な施策の着実な実施

- 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等
- 情報提供、広報の充実
- 環境教育・環境学習の推進
- 国内外の閉鎖性海域との連携

赤字:今回追加項目



大分県の湾・灘区分